

令和5年度

第3回理事会議事録

と き 令和6年2月8日(木)午後2時

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通FNビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21人（出席指定書による出席理事及び書面のみ出席理事を含む。）
事務局 10人

【付議事項】

〔報告事項〕

- 報告第1号 大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長報告について
報告第2号 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告について
報告第3号 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長報告について

〔議決事項〕

- 議案第1号 大阪府国民健康保険団体連合会職員給与規則の一部を改正する規則について
議案第2号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会に付議する案件について

（報告事項）

- 1 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について

（議決事項）

- 1 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会事業計画について
- 2 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会負担金及び手数料について
- 3 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計予算について
- 4 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計予算について
業務勘定
診療報酬支払勘定
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
抗体検査等費用に関する支払勘定
国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定
- 5 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計予算について
業務勘定
後期高齢者医療診療報酬支払勘定
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 6 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計予算について
- 7 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計予算について
業務勘定

- 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
 - 後期高齢者健診等費用支払勘定
 - 8 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 介護給付費等支払勘定
 - 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
 - 9 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計予算について
 - 業務勘定
 - 障害介護給付費等支払勘定
 - 障害児給付費等支払勘定
 - 10 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計予算について
 - 11 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会一時借入金の借入れについて
- 議案第3号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について

議 事 内 容

開会時刻 午後 2 時00分

事務局

長らくお待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、令和 5 年度第 3 回理事会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、理事長からごあいさつを申し上げます。

理事長

令和 5 年度第 3 回理事会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、月は替わりましたけれども、先月当初に能登半島を中心に大地震がございまして、残念にもお亡くなりになられた皆様、また、まさしく救助の最中でございます救援を待ってられる皆様、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、理事の皆様には、何かとご多忙のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は、本会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年12月に閣議決定された国保の令和 6 年度予算案において、一人当たりの医療費は、医療の高度化や新型コロナウイルス感染症などの影響により約42万6,000円と2.3%の増加が見込まれる一方で、被保険者数は少子高齢化に伴う人口の減少や後期高齢者医療制度への移行に加えて、6年10月から被用者保険の短時間労働者の適用拡大により4.4%減少することが見込まれ、国保の制度運営はますます厳しさを増しております。

このような状況の中、本会では厚生労働省、支払基金及び国保中央会が策定した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく取組として、クラウドへの移行や支払基金との受付領域の共同利用を目的とした次期国保総合システムが1月から稼働しております。今後は、保守・運用費を削減するためのシステムの最適化が予定されているほか、6年度の診療報酬改定、7年度の介護、障害者総合支援、8年度の後期高齢者、特定健診のシステム更改が続きますが適正に対応してまいります。

また、令和 6 年度からは第 4 期医療費適正化計画や第 3 期データヘルス計画等が開始されます。KDBシステムを活用した健康・医療・介護情報の分析・評価や保健事業支援・評価委員会による助言など、引き続き保険者支援に努めてまいります。

本日の主な議題についてですが、規則改正のほか、次年度の事業計画・予算をはじめとした通常総会に付議する案件などについて、お諮りするものでございます。

本理事会の議事が円滑に行われますようご協力をお願い申しあげまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、理事総数21名中、現在出席理事及び出席指定書並びに書面出席理事を含め21名です。定足数を充たしておりますことをご報告いたします。摂津市様につきましては、急遽書面での出席となっております。

それでは、本会規約第31条第 1 項の規定に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い申し上げます。

議 長

ただ今から、令和5年度第3回理事会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名人に、副理事長、専務理事を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、出席指定書により出席の皆様も、議事に対するご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。まず、報告事項ですが、報告第1号から3号までの3案件は、各種委員会の委員長報告であり、それぞれの委員長に報告を求めます。

国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

理事会議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号「国民健康保険事業運営に関する委員会の協議結果等について」ご報告させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料1「各種委員会委員長報告」1ページをお願いいたします。

令和5年度の国民健康保険事業運営に関する委員会は、第2回まで開催いたしましたので、協議結果をご報告申し上げます。

1 開催日時及び協議事項等について

第1回につきましては、令和5年11月28日（火）午後2時から開催し、報告事項「大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業推進委員会委員長報告について」、協議事項「大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会の委員長及び副委員長の選任について」、「令和6年度概括予算（案）について」。第2回につきましては、令和6年1月25日（木）午後2時から開催し、報告事項「大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業推進委員会委員長報告について」、協議事項「令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会事業方針（案）及び予算編成方針（案）（介護保険事業及び障害者総合支援事業を除く。）について」、「令和6年度予算（案）の概要について」を協議いたしました。

2 協議等の概要について

「大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会の委員長及び副委員長の選任について」は、委員長には私、守口市 市民生活部保険課長、副委員長には能勢町 総務部住民課長がそれぞれ選任されました。

「大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業推進委員会委員長報告について」は、「特定健診受診率向上のための受診勧奨通知業務」について、現行業者に2社を加え、3社体制に変更となること。また「重複服薬者への健康相談事業等」については、令和6年度から全保険者を対象に「重複服薬(投与)対象者データ」を提供することとなりました。

「保険者事務共同電算処理等事業の充実」については、保険者要望が高い順に優先順位付けを行い、予算の範囲内でシステム開発等の対応をしていくとの報告がありました。

「令和6年度事業方針（案）及び予算編成方針（案）について」、事業方針（案）としては、第4期中期経営計画の基本方針に基づき、事業計画を定め、保険者の共同体として役割を果たすべく、各種事業を実施していくとの説明がありました。

予算編成方針（案）としては、一部の負担金等を除き、現行どおり据え置きとし、引き続き継続的な経費節減に努めていくとの説明がありました。

事務局から提案されたいずれの方針（案）についても了承しました。

「令和6年度予算（案）の概要について」、各会計における歳入・歳出の主な増減理由の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果等につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

令和6年2月8日 大阪府国民健康保険団体連合会国民健康保険事業運営に関する委員会委員長

事務局

私からは、報告第2号及び報告第3号について、代読させていただきます。着座にて失礼します。3ページでございます。

大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長報告

令和5年度の介護保険事業運営に関する委員会については、第2回まで開催いたしましたので、協議結果をご報告申し上げます。

1 開催日時及び協議事項について

第1回 令和5年11月28日(火)午前10時から。協議事項1「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会の委員長及び副委員長の選任について」、協議事項2「令和6年度概括予算(案)について」。第2回 令和6年1月29日(月)午後2時から。協議事項1「令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会事業方針(案)及び予算編成方針(案)について」、協議事項2「令和6年度予算(案)の概要について」。

2 協議の概要について

「大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会の委員長及び副委員長の選任について」、委員長には私、守口市健康福祉部次長(兼)高齢介護課長、副委員長には田尻町民生部高齢障害支援課長がそれぞれ選任されました。

「令和6年度事業方針(案)及び予算編成方針(案)について」、事業方針(案)としては、第4期中期経営計画の基本方針に基づき、事業計画を定め、保険者の共同体としての役割を果たすべく、各種事業を実施していくとの説明がありました。

予算編成方針(案)としては、令和6年度の各種手数料については据え置くことの説明がありました。また、令和7年度に更改予定の介護保険審査支払等システムの財源については、積立資産の繰入れで対応し、引き続き継続的な経費節減と効果的・効率的な事業運営に取り組むとの説明があり、了承しました。

4ページをお願いします。「令和6年度予算(案)の概要について」、令和6年度予算(案)の概要について、各会計における歳入・歳出の主な増減理由の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

令和6年2月8日 大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業運営に関する委員会委員長

5ページをお願いします。

令和5年度の障害者総合支援事業運営に関する委員会については、第2回まで開催いたしましたので、協議結果をご報告申し上げます。

1 開催日時及び協議事項について

第1回 令和5年11月30日(木)午前10時30分から。協議事項1「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会の委員長及び副委員長の選任について」。協議事項2「令和6年度概括予算(案)について」。第2回 令和6年1月29日(月)午前10時30分から。協議事項1「令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会事業方針(案)及び予算編成方針(案)について」、協議事項2「令和6年度予算(案)の概要について」。

2 協議の概要について。「大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に

関する委員会の委員長及副委員長の選任について、委員長には私、大阪市福祉局障害者施策部障害支援課長、副委員長には能勢町 福祉部福祉課長がそれぞれ選任されました。

「令和6年度事業方針(案)及び予算編成方針(案)について」、事業方針(案)としては、第4期中期経営計画の基本方針に基づき、事業計画を定め、保険者の共同体として役割を果たすべく、各種事業を実施していくとの説明がありました。予算編成方針(案)としては、令和6年度の各種手数料については据え置くことの説明がありました。また、令和7年度に更改予定の障害者総合支援給付審査支払等システムの財源については、積立資産の繰り入れで対応し、引き続き、継続的な経費節減と効果的・効率的な事業運営に取り組むとの説明があり、了承しました。

6ページをお願いします。「令和6年度予算(案)の概要について」。令和6年度予算(案)の概要について、各会計における歳入・歳出の主な増減理由の説明があり、了承しました。

理事各位におかれましては、以上の協議結果につきまして、ご理解を賜りますようお願い申しあげまして、本委員会の委員長報告といたします。

令和6年2月8日 大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業運営に関する委員会委員長

以上で、報告第1号から第3号までの報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、報告がございましたが、この件についてご質問、ご意見等ございませんか。ないようですので、報告については以上とさせていただきます。

次に、議決事項に移ります。議案第1号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

恐れ入ります、着座にて失礼いたします。

お手元の議案書7ページをお願いいたします。

議決事項、議案第1号「大阪府国民健康保険連合会職員給与規則の一部を改正する規則について」次のとおり定めるものでございます。令和5年8月の人事院勧告に基づき、賞与に係る支給月数について、年間0.10月分(期末手当0.05月分、勤勉手当0.05月分)を引き上げ、また、国家公務員における改定後の俸給表を準用し、給料表を改正するものです。

9ページ、10ページをお願いいたします。改正前、改正後の規定の改正部分を下線でお示ししております。10ページの附則第1項をお願いします。施行日は令和6年2月9日、適用は令和5年4月1日からです。ただし、第18条第2項及び第19条第2項の改正規定は令和5年12月1日からの適用となります。附則第2項及び第3項には令和5年12月に支給する期末・勤勉手当に関する特例措置を規定しています。第18条第2項の期末手当では、改定後の「100分の122.5」を「100分の125」とし、第19条第2項の勤勉手当では、改定後の「100分の102.5」を「100分の105」とするものです。

議案第1号は以上です。よろしく願いいたします。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問を打ち切ります。ただ今の議案第1号につきましては、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしとのことですので、本案件は、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第2号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

引き続きよろしくお願いいいたします。着座にて失礼します。資料は右上に別冊と記しているものとなります。

議案第2号「令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会に附議する案件」

1ページをお願いします。

報告事項1「令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)補正予算(第1号)の理事会における専決処分について」は、国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定により、令和5年度第2回理事会(書面表決)において専決処分としたもので、同条第3項の規定により、総会に報告するものです。

補正の内容は、令和6年度末に移行・切替予定の事務代行システムの導入及び外付けシステム開発に係る経費が令和5年度及び令和6年度の複数年に渡って必要となることから、継続費として、歳入歳出予算額の総額にそれぞれ2億7,815万円を増額し、歳入歳出予算総額を50億9,316万5,000円としたものです。

以上です。よろしくお願いいいたします。

事務局

私からは議決事項1の事業計画につきましてご提案させていただきます。着座にて失礼いたします。

議案第2号です。引き続き、別冊の資料をご覧ください。

9ページをお願いします。議決事項1「令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会事業計画について」を次のとおり定めるものでございます。

11ページをお願いします。基本方針になります。まず、医療費の動向といたしまして、厚生労働省が発表しました、令和4年度の概算医療費によりますと、高齢化の進展や医療の高度化、またコロナによる受診控え等に伴っての医療費減少の反動によりまして、前年度比4.0%増の46兆円と過去最高を更新いたしました。そのうち、国保は1%減の10.7兆円、後期高齢者医療は5.3%増の18兆円、また介護費は、1.5%増の11.2兆円となったところでございます。

次に医療保険等における国の動向といたしまして、医療DXの推進が挙げられます。令和5年4月から医療機関の窓口におけるオンライン資格確認が原則義務化され、さらに6年4月から柔整、あはきが、6月からは訪問看護ステーションにおいて運用が開始されます。また12月2日からは、新たな紙の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されます。

一方、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく取組としては、クラウド化への移行、また受付領域の支払基金との共同利用とする次期国保総合システムが4月から稼働いたします。

このような中、基幹業務であります審査支払業務では、ICTの活用により、一層の効率的かつ的確な業務の充実に努めます。保健事業では、KDBシステムの利活用や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組に対して保険者支援を行ってまいります。保険者事務共同電算処理等事務や求償事務をはじめとした各種共同処理事業につきましては、引き続き、効率的・効果的な実施に努めてまいります。介護保険、障害者総合支援それぞれの事業では、審査支払業務の充実に努めるとともに、介護給付適正化業務や地域生活支援事業の支援に努めてまいります。

最後に、令和6年度は第4期中期経営計画の最終年にあたります。計画達成を目指し、将来に向けての財政基盤の強化と組織体制を確立してまいります。

12ページをお願いします。具体的施策になります。中期経営計画の各項目に沿って具体化したものでございます。

1 保険者等への事業運営の支援です。

(1) 審査支払業務の充実強化として5点にまとめました。「審査業務の高度化・効率化による一層の充実」として、ICTの積極的な活用や多様な特性を考慮した傾向審査を継続するとともに、留意事項通知の発出による医療費適正化について取り組んでまいります。「療養費審査の充実強化」として、傾向審査をより重点的に行い、これまでも行ってきた留意事項通知の内容の拡充や面接確認委員会の回数を増やすなどの取組を行い、療養費の適正化に努めてまいります。

(2) 保健事業支援の充実強化です。2点にまとめました。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援」については、市町村向けの研修会を開催し、また、保健事業支援・評価委員会において市町村が実施する事業計画や内容、評価指標等に関する支援を行ってまいります。「KDBシステムの利活用促進及びデータ提供等」については、研修会の実施や保険者の実情に沿った個別支援を行ってまいります。また、「第2期及び第3期データヘルス計画ひな形用データ」の提供を行ってまいります。

13ページをお願いします。

(3) 医療費・介護給付費等適正化の推進では、3点にまとめました。「第三者行為求償事務の充実強化」では、引き続き、受託件数の拡大に努めるとともに保険者巡回等に取り組んでまいります。また、保険者での請求金額等の確認作業をデータの送受信で行うことで求償事務の効率化に努めます。

(4) 保険者事務共同電算処理等事業の充実では、2点にまとめました。「レセプト等点検業務の改善」では、現在、目視で点検している申出内容のうち、電算処理によりチェックできるものについては二次点検システムに取り込むなど、引き続き効率的・効果的な点検に取り組めます。

2 効率的・効果的な組織運営の確立と人材育成です。

(1) 簡素・効率的な組織体制の確立では、デジタル化や審査支払機関改革など本会を取り巻く情勢の変化に対して、的確に対応できる体制を構築してまいります。

14ページをお願いいたします。

(2) 安定財源の確保では、今後のシステム更改を見据えながら積立金を計画的に積み立てるなど、将来に向け継続した運営ができるよう取り組んでまいります。

3 情勢の変化への的確な対応では、「審査支払機能に関する改革工程表」や「データヘルス改革に関する工程表」に対して情報収集に努め、的確に対応してまいります。

15ページをお願いいたします。ここからは事業計画になります。第4期中期経営計画のもと取り組んでおりますので、令和5年度と大きくは変わっておりません。お読み取りいただきたいと思っております。

私からは以上となります。提案者を交代いたします。

事務局

23ページをお願いします。

議決事項2、令和6年度国民健康保険団体連合会負担金及び手数料の額を、次のとおり定めるものとさせていただきます。この議決事項2から議決事項11につきまして、変更点及び増減理由などを要約したものとしまして、お手元の資料2「予算等の概要」にて、ご説明とご提案をさせていただきます。着座にて、失礼いたします。

それでは、資料2「予算等の概要」の2ページをお開きください。令和6年度負担金及び手数料等とさせていただきます。国保と後期並びに特定健診になります。

第1「編成方針」は、会員負担金及び各種手数料については、各会計の収支状況により一部の負担金等を除きますが、現行どおり据え置きとさせていただきます。また、クラウド化に伴う使用料及びシステム導入経費等の増加における財源については、手数料や積立資産及び国庫補助金で対応することとし、引き続き、経費節減に努めてまいります。

第2「負担金及び手数料単価」につきまして、変更箇所のみご説明させていただきます。

1(2) 保健事業等に係る会員負担金

KDB分は、KDBシステムのクラウド化に伴い、1被保険者9円63銭から年額として、4,268万5,100円に変更となります。下の注1に記載しておりますとおり、総額を国保・後期の被保険者数割でご負担いただくものです。

KDBシステムランニング経費と 大阪府国保データベースシステム負担金は、サーバ撤去費用やデータヘルス計画ひな形データ等作成により、増額となります。

2(1) 審査支払手数料の福祉医療費審査支払手数料は、平成30年度に福祉医療費の再構築によるシステム改修費を手数料から徴収し、令和5年度で改修が完了したため減額となります。

国保情報集約システム手数料は、被保険者一人につき40円限度、国保の被保険者数が減少傾向にあるため、単価としては5円の増額となります。

3ページをお願いします。(2) 後期高齢者医療手数料です。

審査支払手数料の福祉医療費審査支払手数料、保健事業等保険者支援手数料は、国保と同様の内容となります。

後期高齢者歯科健康診査業務手数料は、契約業務内容の調整により、変更となります。

4ページをお願いします。保険者事務共同電算処理等事業手数料です。中段の、医療と介護の突合に係る再審査点検及び申出登録処理は、訪問看護ステーションのオンライン化に伴い、突合区分04が新設となります。

その下の、海外療養費に係る点検業務は、国保中央会におきまして、令和6年度以降の委託業者を一般競争入札により決定し、単価変更となります。

5ページをお願いします。事務代行業務等手数料です。事務代行業務の資格確認及び高額療養費償還払処理業務等は、処理方法等の見直しにより減額となります。以下の新設並びに、一番下の海外療養費は、4ページと同様の内容となります。

6ページをお願いします。介護保険事業でございます。第1 編成方針は、各種手数料については、収支状況により改定することなく、現行どおり据え置きとさせていただきます。

また、介護保険審査支払等システムの更改財源については、積立金で対応することとし、引き続き、経費節減に努めてまいります。

第2 手数料単価につきまして、7ページまで全て、現行どおり変更はございません。

8ページをお願いします。障害者総合支援事業でございます。

第1 編成方針は、各種手数料については、収支状況により改定することなく、現行どおりです。また、障害者総合支援事業もシステム更改が予定されており、更改財源については、積立金で対応することとし、引き続き、経費節減に努めてまいります。

第2 手数料単価につきまして、全て、現行どおり変更はございません。

9ページをお願いします。令和6年度一時借入金でございます。

本会の各会計に資金不足が生じた場合、銀行から借入を行う会計勘定ごとの限度額について、総会にお諮りするものでございます。ご確認をお願いいたします。

11ページをお願いします。令和6年度予算等の概要でございます。

12ページをお願いします。一般会計でございます。令和6年度の予算額としまして、合計欄ですが、12億1,366万7,000円。増減額として、7,618万8,000円の増となっております。

歳入の第1款「負担金」は、国保中央会負担金等の増を見込みますが、被保険者数の減少に伴い、13万円の減を見込んでおります。

第5款第1項の「繰入金」は、機器等更改費及び振込手数料の値上げにより、他会計からの繰入金、4,259万6,000円の増を見込んでおります。第2項「積立金繰入金」は、「減価償却引当資産」は、機器調達費用に充てるため、「電算処理システム導入作業経費積立資産」は、積立保有期間が満了となることから、3,681万7,000円の増を見込んでおります。この積立金は、システムの更改時期に向け、各資産で積立を行ってきたものを更改時期に合わせ積立金を処分し繰入をするものです。以降の各会計についても、同様となりますのでご確認をお願いいたします。

13ページをお願いします。歳出の第2款「総務費」は、サーバの機器等更改費及び振込手数料の値上げにより、8,209万9,000円の増を見込んでおります。第4款「積立金」は、「減価償却引当資産」及び「電算処理システム導入作業経費積立資産」、3,037万6,000円の減を見込んでおります。この各積立金につきましては、国が定めています積立上限額により計画的に上限額まで積立を行うものです。以降の各会計の積立金についても、同様となりますのでご確認をお願いいたします。

第6款第1項「諸支出金」は、KDB分の保健事業等保険者支援負担金の引き上げにより、国保中央会負担金1,193万7,000円の増を見込んでおります。

14ページをお願いします。外部監査委託における債務負担行為です。令和7年度の債務負担行為を設定し、限度額330万円を計上しております。この後、このような形で債務負担行為の記載をしている特別会計がございますが、同様の形で令和7年度にまたがるということで、それぞれ設定しております。

15ページをお願いします。退職金特別会計でございます。令和6年度の予算額としまして、合計欄ですが、4億3,862万6,000円。増減額として、8,202万2,000円の増となります。退職給付引当資産に補填するため、他会計から繰入を行い、積立金の増を見込むものです。

18ページをお願いします。診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）です。令和6年度の予算額としまして、合計欄ですが、63億3,286万5,000円。増減額として、3億3,756万7,000円の減となります。

歳入の第1款「手数料」第1項「審査支払手数料」は、感染症公費の減となりますが、新型コロナウイルス感染症に係る取扱件数が減少している影響となります。加えて、地方単独公費手数料単価の引き下げにより、1億1,053万円の減を見込んでおります。

第2項「共同処理手数料」は、1件あたりの第三者行為損害賠償金額の減少により、求償事務手数料、2,745万6,000円の減を見込んでおります。第3項「事務費」は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る契約期間が今年度で終了となるため、4,974万9,000円

の減を見込んでおります。

第6款第2項「積立金繰入金」は、増減額は1億7,488万9,000円の減を見込んでおります。「財政調整基金積立資産」「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化積立資産」は、国が定めています手数料額のそれぞれ10%と30%が積立上限額となり、単年度精算方式となります。このことから、毎年度、各積立金を処分し繰入をするものです。以降の各会計についても、同様となりますのでご確認をお願いいたします。

19ページをお願いします。第1款「総務費」第1項「審査支払管理費」は、令和6年度はサーバ機器等更改費、診療報酬改定に伴うシステム改修費等増を見込んでおりますが、令和5年度にPC端末等の機器調達費用及びインボイス制度に伴う改修費用を予算計上していたため、1億3,940万1,000円の減を見込んでおります。

第2項「共同処理事業費」は、保険者の効率的な業務処理の実現に向けたプログラム開発費用により増を見込みますが、令和5年度の国保情報集約システム更改費用及び同システムのクラウド化に伴う保守料の減から、8,130万2,000円の減を見込んでおります。

第4款「積立金」は、増減額1億7,504万1,000円の減を見込んでおります。

第6款第1項「諸支出金」は、国保総合システムの運用負担金等の負担金の引き上げや新設により、国保中央会負担金2億4,011万円の増を見込んでおります。

20ページをお願いします。診療報酬審査支払特別会計（国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定）でございます。保険者におきまして、診療報酬の支払資金不足が生じたときに貸付を行うための会計で、借入金と償還金を併せて、480億4,125万9,000円を計上しております。

22ページをお願いします。後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）でございます。令和6年度の予算額としまして、合計欄ですが、51億2,261万9,000円。増減額として、3億760万4,000円の増となります。

第1款「手数料」第1項「審査支払手数料」は、国保と同様に減を見込みますが、被保険者数の増加による取扱件数の増から、4,572万円の増を見込んでおります。第2項「共同処理手数料」は、こちらも被保険者数の増から、3,727万8,000円の増を見込んでおります。

第4款第2項「積立金繰入金」は、2億8,468万6,000円の増を見込んでおります。

23ページをお願いします。第1款第1項「審査支払管理費」は、6,181万4,000円の減を見込んでおります。国保と同様の内容となりますので割愛させていただきます。第2項「共同処理管理費」は、次期後期高齢者医療広域連合電算処理システムの本稼働延伸により、保守料で6,311万円の増を見込んでおります。

第4款「積立金」は、6,623万円の増を見込んでおります。

第6款第1項「諸支出金」は、後期高齢者医療審査支払システム負担金等の負担金の引き上げや新設により、国保中央会負担金1億8,843万7,000円の増を見込んでおります。

24ページをお願いします。高額介護合算療養費支給申請書等受付入力業務に係る労働者人材派遣における債務負担行為です。令和7年度の債務負担行為を設定し、限度額1,700万円を計上しております。

26ページをお願いします。特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）でございます。令和6年度の予算額としまして、合計欄ですが3億8,799万4,000円。増減額として、3,734万1,000円の増となります。

第1款第1項「手数料」は、令和5年度の収支状況を考慮し、801万5,000円の減を見込んでおります。

第4款「繰入金」は、増減額は5,129万9,000円の増を見込んでおります。

27ページをお願いします。第1款第1項「総務管理費」は、振込手数料の値上げにより、

増を見込みますが、令和5年度に制度改正対応費及びインボイス制度に伴う改修費用を予算計上していたため、2,685万3,000円の減を見込んでおります。

第2款「積立金」は、増減額は179万4,000円の増を見込んでおります。

第4款第1項「諸支出金」は、特定健診等データ管理システム開発負担金の新設により、国保中央会負担金6,727万4,000円の増を見込んでおります。

28ページをお願いします。特定健診受診券作成等業務における債務負担行為です。令和7年度の債務負担行為を設定し、限度額1,500万円を計上しております。私からは、以上となります。引き続き、提案者を代わらせていただきます。

事務局

私の方からは、国保・後期関連会計の支払勘定の予算の概要についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

今お開きいただいている「資料2」の30ページをお願いいたします。ここからが支払勘定となっております。支払勘定については、保険者から収入しております診療報酬等を歳入として、これをもとにした医療機関等への支払を歳出としております。いわゆる通り抜け会計でございます。令和5年度と令和6年度の予算を比べての増減額等について、主な項目を抜粋してご説明させていただきます。

まず30ページは診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）でございます。

第1款「国民健康保険診療報酬等受入金」は7,361億9,716万2,000円で、前年度比1億6,256万8,000円の減額を見込んでおります。団塊の世代が後期高齢者へ移行し被保険者数が減少することに伴う取扱件数の減を見込んでおりますが、一人当たりの医療費は増加傾向にあることから、令和5年度と同程度の予算を見込んでおります。

第2款「出産育児一時金等受入金」については、令和5年度と同額を計上しており、診療報酬支払勘定の総額としましては、合計欄のとおり歳入歳出とも7,401億8,977万2,000円を計上しております。

31ページをお願いいたします。診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）でございます。

第1款「公費負担医療受入金」は344億9,120万円で、前年度比40億7,706万円の減額でございます。新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年度の感染症医療費の見込額が予算額を大幅に下回る想定となっていることから、令和6年度予算も減を見込んでおります。歳出も同様であり、歳入歳出ともに合計344億9,902万9,000円を計上しております。

32ページをお願いいたします。診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）です。いわゆるワクチン接種でございます。

第1款「抗体検査等費用受入金」は5億1,750万1,000円で、前年度比19億248万1,000円、マイナス78.62%の大幅な減となっております。新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務の契約期間が終了することに加え、風しん対策費用について令和5年度の見込額が予算額を大幅に下回る想定となっていることから、大幅な減額を見込んでおります。歳入歳出ともに合計5億1,751万円を計上しています。

33ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）でございます。

第1款「後期高齢者医療診療報酬受入金」は1兆4,991億827万5,000円で、前年度比1,031億2,906万5,000円の増額でございます。団塊の世代が後期高齢者へ移行し被保険者数が増加するとともに、一人当たりの医療費も増加傾向にあることから増を見込んでおります。

歳入歳出ともに合計 1 兆4,991億4,259万円を計上しております。

34ページをお願いいたします。後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）でございます。

第1款「公費負担医療受入金」は175億6,474万9,000円で、前年度比1,523万6,000円の増額でございます。国保と同様に、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い感染症医療費は減を見込んでおりますが、後期高齢者医療においては、他の公費は概ね医療費が増加していることから、令和5年度と同程度の予算を見込んでおります。歳入歳出ともに合計175億7,092万5,000円を計上しております。

35ページをお願いいたします。特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）でございます。

第1款「特定健診・特定保健指導等費用受入金」は35億8,131万9,000円で、前年度比3億1,447万円の減額としております。国保被保険者に係るものとなりますので、団塊の世代が後期高齢者へ移行することに伴う取扱件数の減を見込んでおります。歳入歳出ともに合計35億8,148万4,000円を計上しております。

36ページをお願いいたします。特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（後期高齢者健診等費用支払勘定）でございます。

第1款「後期高齢者健診等費用受入金」は28億6,704万7,000円で、前年度比3,859万7,000円の増額でございます。団塊の世代が後期高齢者へ移行することに伴う取扱件数の増を見込んでおります。歳入歳出ともに合計28億6,719万9,000円を計上しております。

37ページをお願いいたします。第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計でございます。

第1款「損害賠償金受入金」は20億円で、前年度比2億円の減額としております。1件当たりの損害賠償金額が減少していることから減を見込んでおります。歳入歳出ともに合計20億5,354万9,000円を計上しております。私からは以上となります。引き続き、説明者を代わらせていただきます。

事務局

私からは39ページ、介護保険・障害者総合支援事業関連についてご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

40ページをお願いします。介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）の歳入でございます。

第1款第1項の「審査支払手数料」ですが、12億4,071万2,000円を計上しております。前年度から7,852万7,000円の増額を見込んでおり、被保険者数の増加に伴い、取扱件数の増によるものでございます。

続いて、第3款の「主治医意見書料等受入金」でございますが、今年度の収入状況を考慮しまして、3億4,789万5,000円の減額を見込み、28億4,365万6,000円を計上しております。この意見書作成料は医療機関に支払う通り抜けの会計でございます。

続いて、第6款の「繰入金」ですが、増減額を2億4,210万2,000円の増を見込んでおります。介護保険審査支払等システムのリプレイス費用及び制度改正・報酬改定に伴うシステム改修費等の経費としまして、取崩し額の増額となります。

41ページをお願いします。歳出でございます。第1款第1項の「審査支払管理費」は、1億5,552万6,000円の増額を見込み、6億9,894万5,000円を計上しております。第3項の「共同処理管理費」は、4,697万4,000円の増額を見込み、2億2,695万2,000円を計上しております。この審査支払管理費と共同処理管理費の増額につきましては、介護保険審査支

払等システムのリプレイス費用や高速プリンタのリプレイス費用等によるものでございます。以上、歳入と歳出ともに、合計4,925万6,000円の増額で、53億518万9,000円の予算計上となっております。

42ページをお願いします。介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）でございませう。こちらは保険者からの介護給付費等を事業所へ支払う通り抜きの会計でございませう。歳入、歳出ともに、合計で9,902億7,419万円を計上しており、424億9,263万9,000円の増額を見込んでございませう。被保険者数の増加に伴い、取扱件数の増によるものでございませう。

43ページをお願いします。介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）でございませう。こちら先ほどと同じく、通り抜きの会計となっております。歳入、歳出ともに、合計で174億4,717万7,000円を計上しており、9億5,603万8,000円の増額を見込んでございませう。こちらにつきましても被保険者数の増加に伴い、取扱件数の増によるものでございませう。

44ページをお願いします。障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）の歳入でございませう。

第1款第1項「給付費等審査支払手数料」ですが、3億7,106万5,000円を計上しております。前年度から4,097万8,000円の増額を見込んでおり、受給者数の増加に伴い、取扱件数の増によるものでございませう。

第3款の「繰入金」では、増減額を3,005万2,000円の増を見込んでございませう。障害者総合支援給付審査支払等システムのリプレイス費用、制度改正・報酬改定に伴うシステム改修などの経費としまして、取崩し額の増額となります。

45ページをお願いします。歳出でございませう。第1款第1項の「審査支払管理費」は、障害者総合支援給付審査支払等システムのリプレイス費用や、報酬改定・制度改正に伴うシステム改修などの費用に充てるため2,370万3,000円の増額を見込み、2億3,940万3,000円を計上しております。以上、歳入と歳出ともに合計1億21万円の増額で8億400万1,000円の予算計上となっております。

46ページをお願いします。障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費等支払勘定）でございませう。こちらは市町村等からの障害介護給付費等を事業所へ支払う通り抜きの会計でございませう。歳入、歳出ともに、合計で3,649億9,069万3,000円を計上しており、500億1,892万1,000円の増額を見込んでございませう。受給者の増加に伴う取扱件数の増によるものでございませう。

47ページをお願いします。障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費等支払勘定）でございませう。こちら先ほどと同じく、通り抜きの会計となっております。歳入、歳出ともに、合計1,023億920万1,000円を計上しており、233億3,959万3,000円の増額を見込んでございませう。受給者数の増加と令和6年度に委託市町村が増加する予定であることから、取扱件数の増によるものでございませう。

長時間に渡りましたが、議案第2号につきまして、以上となります。よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等ございませうか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。それでは、ただ今の議案第2号につきまして、第2回通常総会に付議することとして、ご異議ございませうか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は原案のとおり、第2回通常総会に付議いたします。次に、議案第3号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

第3回理事会議案書17ページとなります。

議案第3号「令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第2回通常総会の招集について」次のおりお諮りをするものでございます。

とき 令和6年2月22日(木)午後3時からとなります。

ところにつきましては、本会3階会議室となります。どうぞよろしく願いいたします。

議 長

それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。

ただ今の議案第3号につきましては、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は、原案のとおり決定いたします。

以上で本理事会における提出議案の審議は、すべて終了いたしました。

本日は、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本理事会を閉会いたします。

閉会時刻 午後3時02分